

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成26年6月24日（火曜日）

経済建設委員会

日時 平成26年6月24日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 産業・立地部、建設部、作手総合支所地域整備課
第108号議案 「質疑・討論・採決」
第109号議案 「質疑・討論・採決」

- 2 陳情の審査
 - (1) 「新設される新城市道の駅「もっくる新城」に三遠南信地域の特産品販売コーナーと地域情報紹介コーナーの設置を要望（陳情書扱い）」 「質疑・討論・採決」
 - (2) 「新城市議会から政府に対しての「T P P交渉に関する意見書」提出についての要望（陳情書扱い）」 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 滝川健司 副委員長 白井倫啓
委員 打桐厚史 山崎祐一 山口洋一 夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業・立地部、建設部、作手総合支所地域整備課の副課長職以上の職員

参考人 田中孝治、河合勝正

参考人の補助者 伊藤直幸

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 それでは、ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、20日の本会議において本委員会に付託されました第108号議案及び第109号議案の2議案、並びに議長から送付されました陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第108号議案 字の区域の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第108号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第108号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第109号議案 新城市もつくる新城の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 まず、基本協定書の第30条、指定管理料の支払いということで、管理料は支払わないとしてあるんですが、こうしたケースは初めてなのか、どのような形になったのか、ちょっと説明をお願いします。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、このような

ケースはまれなケースかどうかということですが、すけれども、新城市の幾つかあるわけなんですけれども、私の知り得る限りでは指定管理料を支払わないというケースは、まれなケースと考えております。

この経緯でございますけれども、議会のほうからこれ以上支出を伴わないという附帯決議、附帯決議にはそのような文面ではないんですけれども、内容的に見ますとこれ以上投入しないということで決めがされておりましたので、それに基づきまして、指定管理方と協議をいたしまして、このような形にさせていただいたということです。

以上です。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 初めてのケースですか。ほかにありますか。こういう最初からのところで、新規のものについて最初から指定管理料を支払わないの、初めてだといっていいですか。

○滝川健司委員長 松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 新城市の中で、指定管理者制度を導入したケースでは初めてだと思います。

それから、指定管理料を支払わないということの意味としましては、結局自立的な運営を基本とすると、そういう意味合いから、その中で利益を生み出していただいて、管理に必要なものもその営業の中で生み出していくというそういう考え方ですので、今回は支払わないと定めさせていただいたものです。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 ちょっとその裏腹の関係で、31条なんですが、この地域振興協力金（仮称）の段ですが、これ利益の20%、契約期間10年に至った経緯と、決め手はどんなような形でそうなったのか、どの辺がどう意見だったのか、具体的に言うと売り上げでやる方式もあったと思うし、利益のほう不安定だということもあります。

それから、地域協力金自体の使い道、あるいはどういう処理をしていく考え方でまとめたのか、という点について説明していただけますか。

もう一度言うと、利益20%、契約10%に至った経緯とその決め手です。売り上げでなかったのか、利益にしたのかということですか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 今回、この協定書案を作成するに当たりまして、近隣の道の駅の調査もさせていただきました。また、名鉄レストランが委託を受けましてつくりました運営計画も参考にさせていただいた中で、利益の20%ということを出したわけなんですけれども、この運営計画におきましても、利益の20%程度という記述がございます。また、他のところを参考にいたしましても、そのようなケースが見受けられたということで、20%という形にさせていただいております。

また、使い道につきましてですけれども、使い道のほうはまだ確定のほうはしておりませんので、これから財政課とも協議をさせていただきたいと思っております。また、市内、今既存の2カ所の道の駅の状況も調査の上、考えてまいりたいと考えております。

10年ですけれども、10年につきましては今までの指定管理のものにつきましては、もうできている状態というんですかね、専ら行政がその建物自体を管理できるような状態の中のを指定管理者制度というものを利用して、指定管理に管理をお願いするというケースがほとんどでございますけれども、今回のケースにつきましては、特に商業施設につきましては、外側はつくりますけれども中の営業に係る部分、一般的にはC工事といっているわけなんですけれども、そのC工事に係る費用というものが指定管理者が投資をします。初期投資があるということで、この初期投資に係るものが、一般的には短いものが1年ということで1年から5年ぐらいまで、5

年から8年ぐらい償却期間があるんですけれども、その償却期間が終わるまでは一応その指定管理者にやっていただきたいということで、そういうことにさせていただいたということでもあります。

また、長期的に営業することによりまして、この新城市というものの経済と深くかかわりを持って進めていただきたいという意味から、ガイドラインによる3年から10年というものの最長の10年をとらせていただいて、今回お願いするものであります。

以上です。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** 要するに、利益というのは不安定なわけなんですけど、どうして売り上げでなく利益で話を落ちつけたのか、根拠になったところはどこでしょうか。

二つ、売り上げにかけるやり方と利益にかけるやり方があると思うんですけれども。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 今回利益という形をとらせていただいたわけなんですけれども、売り上げ、粗利益と言いましょか、売り上げになりますと、当然のことながら仕入れ価格、また人件費等も支払いをする前の段階ということになります。それで、今回、報告書から見ますとかなり産直に係るものが大きなもの、ウエートを占めております。そうしてまいりますと、この売上原価というのがかなり大きな部分を示してきているということが読み取れます。

そういうことから言いますと、先ほども松本理事のほうから言いましたとおり、恒久的に安定した収入を得ていただくということが大きな目的にもなっておりますので、そのような売上原価も入った状態であるよりも、完全な利益、今回は営業利益ということを考えておりますけれども、営業利益ということにさせていただいて、その20%というような形をとらせていただいたものであります。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると、世間相場というか全国にいろんな同じようなケースがあるかと思うんですが、同種の似たような種類という意味ですが、大体その世間の相場というか基準というか、そこに合致しているんですか、これは。その対比は、検討はしていないんですか。

○滝川健司委員長 沼野建設部副部長。

○沼野朝之建設部副部長 事例というか、近隣の事例を調査した結果では、先ほどの話ともリンクするんですが、バックしてもらおうという事例は余り見受けられませんでした。

売上げに対してと利益に対してという話になるんですが、結局初期投資がかかっている間は基本的にもうからない。赤字というところを想定しているところが多いので、バックしてもらってくるという事例が余り見当たらないというのが現状です。

ただし、募集をかけてる、公募で出しているところの仕様の中では、利益に対しての20%をとという設定をしているところが幾つかあったというところで、まあ妥当なところかなというのもちよっと加味したところですよ。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 確認ですが、そうするとバックというか、利益の20%を戻してもらおうよというのは、全国的に見ても珍しいということですか。

○滝川健司委員長 沼野建設部副部長。

○沼野朝之建設部副部長 すべてを調べたわけじゃないんですけども、この愛知県近隣、最近道の駅でオープンしたところを聞かせてもらった中では、バックしてもらおうというか、その収益に対しての協力金というかそういう制度をとっているところはなかったです。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 なかったということですか。

○滝川健司委員長 沼野建設部副部長。

○沼野朝之建設部副部長 はい。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 この項では、最後になりますが、2点まとめですが、この交渉の過程では、市側の考え方と企業側の考え方がいろいろ出てきて、案のすり合わせをずっと長い間されたと思うんですが、ほぼ企業側の計画を大体受け入れたという形なのかどうか。それともう1点、地域振興協力金ですが、これ一般財源というか収入は一般化せずにある程度特定で何か基金なり、何か特定財源的な形をとっていく考えなのか、その辺の方向性について伺います。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この協議のたたき台となるものが運営計画ということになります。

それで、運営計画をつくるに当たりましては、業者と市のほうがお互い共同しながら策定してきたということになってまいりますので、必ずしも業者の考えで動いているというものではありません。

また、仕様書につきましては、協定書を結んだ後、この仕様において事業を進めていただくとということになるんですけれども、この仕様書については、市から業者に対してこのようにやってほしいというお願い事になりますので、このあたりのところについてはかなり市の強い意向が含まれていると思います。

次に、一般財源の話でございますけれども、まだこれ財政当局ともしっかりと詰めはしておりませんが、例えば大きな修繕等が発生した場合には、一般財源がそこで必要になってくるということも考えますと、例えば基金積み立てをして、その修繕費に充てるであったりとかというような方法も考えられると思われま。

しかし、これは担当課のほうの話でございますので、これからもう少し財政当局とは話を詰めていかなければならないと思っております。

ます。

以上です。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

山口委員。

○**山口洋一委員** 46条の中の支出、収入を別々に管理するのを目的として、固有の銀行口座を設けるというのが昨日の本会議の中でもこういった事業体が新城に住所を移すことによって、市に税金が入るとありますが、ここでいう市内にも金融機関、ゆうちょ銀行、JA、それから、信金、銀行ありますが、銀行口座と指定をした意味について。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 済みません。この46条の銀行と示したものにつきましては、大意はございません。ここの業務における収支がはっきりわかるということで、本社のところに入れてしまうのではなくて、ここだけで出入りがわかるというような書き方のために、固有の銀行口座をということで書かせていただいたものでありまして、固有の口座ということで金融機関の口座という書き方でも、これはよろしいかと考えております。銀行ということで特定したものではありません。

また、書きぶりについては検討してまいりたいと思います。

○**滝川健司委員長** 山口委員。

○**山口洋一委員** 済みません。戻りますが、31条の地域振興協力金、本業務により当期利益があった場合であります、ある程度事業者がしっかりしてますと、あった場合にならない場合も想定をして、損益計算書をつくるということが出来ますので、このあった場合を算定するには、誰が必要ですか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** まあ、大きな会社でございますので、そういう監査につきましてはしっかりとした人のもとで監査を十分受けているということで、信用させていただく

ということになるかと思います。

また、それを裏づける数字のためにも、先ほどの46条の固有の口座というものを設けていただいて、チェックをさせていただくというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 山口委員。

○**山口洋一委員** それはどうも結びつかないような気がします。というのは、当日の売り上げを入金をして、翌日には恐らくメインバンクへ入れるというのが普通の業態であるはずで、実際に経験をしたことありますが、ですので、通帳の残高がイコール貸借対照表、損益計算書の金額と一致するということはありません。通常、我々が行政の、例えば財産区の会計をやっているのとは違いますので、メイン口座というのはそういう形では使いませんので、46条で口座管理されるから利益があった場合なのか、ならないという判断はできないということです、本当はこれ自体の監査をすることによって、当期利益が発生しているのか、損金になっているのかということ、指定管理者を指定する側がそこで監査をする必要がある。

ただし、これは公会計ではありませんので、企業会計ですので、公会計になれている人が借方、受入で損金を均衡にします、当期利益を出すまでの流れについて、多分星野さんわかってると思うんですが、企業会計でやられるということだけはよく確認をしてください。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 仕様書のほうにも、月次の報告におきまして報告等が出てまいりますので、それをチェックをしてまいりたいと思っております。

また、企業会計のほうも十分勉強させていただきまして、こちら側としてもチェックのほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

夏目委員。

○**夏目勝吾委員** さっきの山崎委員さんの質問の中の30条ですが、指定管理料を支払わないというその関係の答弁の中に、今回は支払わないということで決めましたということですが、将来的に、例えば経営が不安定になったときは、これはこの管理料も払わない、払うという見直しはされるというお考えでしょうか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 基本的には、この協定書を結ぶのは10年間にわたる協定書ということで結んでまいりますので、支払わないというのは10年間担保されるべきものであると考えておりますけれども、このものについての、協定書の書きかえ等につきましては、内容の変更等についてはそれが認められている部分もありますので、その都度協議ということになりますけれども、今の時点におきましては、10年間この協定書でいきたいと思っておりますので、10年間は担保されるものと理解をしております。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** 基本的なことをまずお聞きしますが、仕様書と基本協定書ですが、まだ未完成なんですけど、この未完成な状態で指定管理を決めるという形になってしまうんですけど、最終的に完成する文書はどのような形で議会に提案されるのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** これで、指定管理の指定の議決がお認めいただけましたら、それから協議をして、協定書の協定を締結という段階に進んでいきます。すぐに協定が締結されるかということ、まだちょっとこの内容の精査等もありますので、まだちょっとしづら

くかかるかとは思いますが、完成いたしましたら、一応議会のほうには御報告というような形でさせていただきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** これ、本末転倒のような気はしてるんですが、内容が未完成な状態で、これで指定管理をすると。で、これから詰めていったときに、内容が明らかになり、えっこれでいいのかというような問題が出たときにどうなるのかという問題があるんですね。

ですから、完成品に対して議会としてどのように関与できるかというような担保がないと、これはある意味はお任せで指定管理者を決めてしまうことになりかねないと思っておりますので、議会に対する説明責任、これを明確に果たしていただきたいと思っておりますが、どのような形で議会に対する責任をとれるのか、お伺いします。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 指定管理者と合意をいたしましたら、部会の開催をお願いさせていただきまして、部会での報告をさせていただきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** 当然これから指定管理者と議論をするということになるんですが、本来であれば、指定管理者と合意が確実に詳細のところまで詰められ、それで出されるのが筋だと思うんですね。内容を知らずして議会が指定管理者を決めてしまった結果、内容に不備が生じても契約が変わらないということになると、これもまずいと思っておりますので、議会の対応というものを、委員会としてもどのようにするかというのがあるとは思いますが、内容については少なくとも最終的な内容も議会が確認する、その上での契約、調印というのが筋だと思いますが、それを守っていただけるかどうか、それが前提になるかと思っております。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども御答弁させていただきましたとおり、部会の開催をお願いいたしまして、確認をしていただくということをお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 現時点での仕様書と協定書で、今後指定管理者が確定して、交渉事ですから、話しますけども、変わる可能性のある条項はどこなんですか。まだ未定の部分がどれだけ残ってるんですか。それをちょっと示してください。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、お示しをさせていただいております基本協定並びに業務仕様書につきましては、この時点ではここまで合意をさせていただいております。

ただ、業務仕様書の網掛けがかかってある部分について、特に1ページの4条2号、3号ですね、の網掛け等については原則は除くであったりとか、この9時から6時のほうが今ちょっと不確定な部分がありますので、ここがちょっとまだ決まっていないというところがございますけれども、それ以外については、全て指定管理者とは合意に至っているものであります。

○滝川健司委員長 松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 お示ししたのは、一応相手方と合意しているんですが、ただこれから指定管理をお認めいただいて、さらに踏み込んだ形で話し合いを進める中で、書き足らないという部分が恐らく出てくると思います。

こういう場合は、どちらが責任持って対応するのかとか、その辺がまだ詰め切れてないものですから、ここにプラスアルファで書き足されていくということで、そういう意味でまだ完成していない、素案というふうになっておりますし、6月議会にお示しするために、急いで何回も協議をさせていただいたんですが、ただほかの参考事例とかを十分精査

して、全てを網羅しているというのが、事務局側としても、そうです、網羅しましたとは言いきれない部分がありますので、そういう意味で書き足される部分があるのではないかと考えておりますので、今の時点で一番お出しできる最高のものと御理解ください。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 それでは、現時点での仕様書の内容についてお伺いしていきたいと思っております。

1 ページ目の1の管理運営の基本方針という基本方針のところ、何も書かれてないんですが、これは基本方針というのは具体的に何なんでしょうか。

○滝川健司委員長 仕様書の1。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 このところにつきましては、一般的には指定管理を導入する意義を示すために、なぜ直営ではなく指定管理者制度をここで導入するかとか、指定管理者を導入して、この施設では何を達成したいのかという方向性を示すというのが一般的な記述であります。

そのものについて、今文書構成をさせていただいているところで、まだここには記載しておりませんが、そもそもこの道の駅もつくるが事業を始めたというものと、そもそもそのもの、例えば産業振興であったりとか、観光のハブステーションだということをここでうたっていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 ここに載せる前の原案はあるんですか。今、持ってないということは向こうへ行けばあるということですか。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、口で言ったようなものです。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今回、もつくる新城というのは、かなりお金も使ってるんですね。お金も使いながら、ミスも重なりきてるもっ

くる新城なんですね。市民の見方も非常に厳しい状況になってるんですね。

それを考えていきますと、管理運営の基本方針、ここをどれだけ指定管理者と詰めるのかが大事かと思うんですね。指定管理者が目的とするものって当然あると思いますし、新城市が目的とするものも明確にあると思うんですが、そのすり合わせをしっかりとっておかないと、指定管理者が新城市にとって、例えば観光ハブステーションっていいんですが、観光ハブステーションをどのように位置づけていくかという視点が、指定管理者が抜ける可能性もあるんじゃないかという思いもあるもんですから、この基本方針はよく詰めていただく必要があると思います。

前回、名鉄レストランにお越しいただいてお話をお聞きしましたが、名鉄レストランも今までにない業務を自分たちがやりたいと言っていたと思うんですね。これまでは、高速道路の単なるお店に入札で参加するぐらいだったと。自分たちが企画して、運営するという仕事をしたことがない。今回は、企画運営もやりたいというようなことを言われてたと思うんです。その企画運営の幅をどのように広げるかというのが向こうの思いです。

その思いと新城市が観光ハブステーションであったり、産業振興であったりするということなので、悪く言えば名鉄の資本を使って、新城市が大観光地になるというぐらいの理念をここにあらわしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 名鉄とも十分協議の上、委員のおっしゃるような意向に沿えるような形で記述をしてみたいと思います。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 ちょっと前に戻りますが、名鉄レストランといろいろ交渉してきていただいたと思いますが、名鉄レストランの弱み、強みというのはどういうふう判断さ

れてきたでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 強みですけども、やっぱり資本が大きいというもの、また名鉄グループとしてのいろいろなノウハウがあるというもの、また今までも、道の駅ではないんですけども、商業施設等にかかわった実績、そういうものがあるかと思います。

その裏腹といいましょうか、弱みなんですけれども、白井委員のほうからも御指摘があるとおり、道の駅に関してはまだ未知の分野であるということが挙げられるのではないかなと思っております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 次の質疑をさせていただきます。

1 ページの4の網掛け部分ですが、この時間ですね、午後6時というのが非常に早いような印象を持つんですが、名鉄レストランの感覚というか、考え方としては終了時間というのはどのように考えてたんでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 前回の打ち合わせにおきましては、一応まずたたき台として午前9時から午後6時ということでお示しをさせていただきましたけれども、これに対する明確な回答はございませんでした。

ここで6時とさせていただいたのは、地域の農産物の販売所が5時から6時ぐらいということだったものですからそのあたりと、これはさせていただいたわけで、実質的に入るものはフードコートであったりとか、コンビニになろうかと思えますけれども、コンビニのような商業施設も入りますので、この6時というのはやはり私どもも少し早いのではないかなと考えております。

○滝川健司委員長 飲食も6時ということ。

○星野隆彦都市計画課長 飲食が6時ではなくて、物販ですね。特に野菜類、産直部分というような形で、一応ここには書かせていた

だいたわけなんですけれども、それ以外にフードコートもありますし、コンビニもあるもんですから、その利用状況等については名鉄とも確認をさせていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 物販は6時はわかる、飲食6時って、まだ晩御飯の真っ最中です。

○星野隆彦都市計画課長 ですので、この時間については網掛けしてありますとおり、協議がまだ整っていないということで、今後時間のほうは検討してまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 続いて、2ページの5なんですけど、指定管理者への管理権限の付与となっておりますが、これは何を書かれようとしているのでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 これにつきましては、新城市もつくる新城の設置及び管理に関する条例の7条2項ですね、「第4条及び第5条の規定は、前項の規定により指定管理者にもつくる新城の管理に関する業務を行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする」ということで、市から指定管理者へ行わせるとするものをここに書いてまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 設管条例の7条。

○星野隆彦都市計画課長 そうです。ということ、結局は4条ということになります。

○滝川健司委員長 市長のかわりに、市長がやるべきことを管理者に権限を与えるということ。

○星野隆彦都市計画課長 はい。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 わかりました。

続いて、6に業務内容のところに入りたいと思いますが、今回駅長を配置ということなんですけど、駅長を配置というのがかなり各道の駅でも重要なポイントになって

ると思います。

駅長をどのような位置づけにしていくのかということを確認していく必要があると思いますが、行政としてどのような駅長を配置してもらうのかということ、具体的にすべきじゃないかと思うんですね。

一般的にここに書かれています。①のところ、指定管理業務全般に責任を持つ統括責任者、当然のことなんですけど、先ほども話をしたんですけど、駅長の意識として、新城市が目指す観光のハブステーションとか、産業政策とか、都会との交流の拠点にするという大きな目的があるかと思うんですけど、そのところを明確に駅長としてふさわしい人間を配置してもらうような明確な文書を入れるべきではないかと思うんですけど。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、白井委員が言われたような方向性での駅長というところになっていただきたいのは、こちらも重々そういうことなんですけれども、先ほど来出ておりましたこの1ページの管理運営の基本方針につきましては、今後名鉄ともその基本となるべき方向性というものを書かせていただきますので、それを具現化するというところから駅長を選んでいただくということになれば、必然的にそういう人員配置がされてくるというふうに理解しています。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 わかりました。

②のところ、駅長の業務は次のとおりというふうになっておりますが、今回もつくる新城運営協議会というのが設置されているわけなんですけども、この運営協議会とのかかわり方、これを明記したほうがいいのではないかと思うんですけど。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 運営協議会とのかかわりにつきましては、5ページの一番下のところ、ここになるんですけども、もつ

る新城運営協議会の意見を参考にするということとしておりますので、ここの条項におきまして、かかわりというのは必然的にとっていただくということになるかと思えます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 その条文をあと確認をしようと思ってたんですが、意見を参考にすることというのは、あくまでもこれ受け身でやりなさいという理解になってしまうかと思うんです。

今回は、運営協議会のメンバーを見ていきますと、専属でもつくる新城の位置づけをどう広げていくかという人たちがかかわれない状況にあるように思うんです。駅長の責任というのは、かなり大きくなってくると思うんです。

ですから、駅長の業務として運営協議会の意見を参考にするのではなく、運営協議会への政策提言を継続することとかいう明記が必要ではないかと思うんです。

それに対して、逆に運営協議会がいやそれはできんとか、それだったらこうしようというような問題提起をしてもらうのが、駅長としての責任として明記しておくべきじゃないかと思えますが。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、運営協議会の意見というものは、尊重しなければならないというようには考えておりますけれども、なかなかそこまで強く運営協議会の意見というものを書き示すというところには至らなかったものですから、こういうところで意見を参考にということとさせていただいたんですけども、何て言っているんだか、そこまでの権限がなかなか持たせられないと言いましょか、そういう中のところでもありますので。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 運営協議会に対して意見を言ったんじゃないんです、今。駅長が、運営協議会というのを、悪く言ったらうまく

利用してほしいと。うまく利用するためには、誰かが具体的に、例えば突拍子もないことを言ってもらって、今度はこんな企画をやるんだというような企画提案をどんどんやらしてもらおうというぐらいの駅長が欲しいと。それが駅長の一つの業務ではないのかということ、これ書いておいたほうがいいんじゃないかというように思っているんです。

運営協議会、行政の職員が多いんです。言ったら仕事はやると、仕事はやるけど提案は、それはどうなるかわからんというのが正直なところだと思うんです。日々の業務を抱えて、あれもこれもとやりながらでは難しい。

もつくる新城の駅長は一人ですので、いつももつくる新城を自分の目で見てるわけですね。それで、経営状況も自分が見てるんです。そういう人間が本気にならない限りは、このもつくる新城は恐らくだめになるというように考えているんです。

ですから、駅長というのは、それだけ大事なんだということを明確に書いておく。駅長の責任というのは、新城市の行政も含めて動かすぐらいの考え方で、駅長を配置しなさいということが必要ではないかと思うんです。

○滝川健司委員長 わかりますか、言っていることが。駅長の権限、要するに運営協議会の中における駅長の位置づけと、市職員、行政を動かすぐらいの権限が駅長にあるのかどうか。

沼野建設部副部長。

○沼野朝之建設部副部長 今おっしゃられることはもつともで、駅長というか指定管理としてのあり方そのものだと思います。それを明文化したほうがいいんじゃないかということになるんですけども、指定管理者と本来の管理者、新城市になるんですが、基本的には対等というか、同じ目標に向かって突き進んでいくことになります。

ですから、委託業務ではないので、受け身ではないというのはまさにそのとおりなんで

すね。それで、主導的に目標に向かって動くというのが指定管理のあり方ですので、駅長としては当然パートナーである市に対してだとか、後は運営協議会がかかわるかどうかはあるんですけども、アイデアとか、動いてほしいということは当然言っていたかないと困ると認識しています。

それを、じゃあわざわざここに明文化するかというだけの話になるんですが、駅長の業務として、例えば協議会ではなく、甲乙の関係ですので、甲に対して何項、やりたいことを積極的な提案をすることとかいうような文言になれば、書いていくことはできるかなと思うんですけど、まだそれが運営協議会にというふうに指定するかどうかもまだ詰めてはいませんが、あり方としてはそうあるべきというのは認識しているところです。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 新城市も、道の駅があるわけですね、現実。それで、行政のかかわり方を見ていますと、やはりうまく機能していないのかなと思うんですね。

それで、今回道の駅が、言ったら道の駅もつくるが拠点となり、三石動かしたり、手作り村を動かしたり、そこまでの権限というか、権限は与えるわけにはいかないと思いますけど、そのくらいで動けというぐらい、新城市としても。新城市がもつくるを動かし、あれ動かしてこれ動かしながら、上に立ってしまうと逆にうまくいかない。

だから、それだけ民間の力をどう引き出すかというのがもつくる新城に科せられる役割かなと、そうなってほしいということなんです。

そういうことでは、やはり明確に今度新城市としても、駅長というものをどれだけ重点、置いてるんだということを、市の職員も理解できるという意味で、僕は文書化しておいて、相手にもその思いをよく伝えるということにしたほうがいいかと思えますが。

○滝川健司委員長 今言ったようなことをうまく文書化して、仕様書に盛り込むと。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 盛り込んでまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 それでは、次へ移りたいと思います。

3ページになりますが、(2)の飲食・物販等業務ですが、開業準備についての費用ですね、指定管理者の負担とされているんですが、これは詳細は出てくるのでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません。ちょっと条文をお知らせしようかなと思ったんですけども、ちょっと探せなかったんですけども、一応工事をするとか手を加える場合には、報告を出しなさいということになっておりますので、報告は出てまいります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 報告という問題ではないと思うんです。報告というのは、新城市が報告を議会にしてくれるという意味でしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 指定管理者が市の施設について、付随設備いわゆるC工事等手を加える場合においては、事前に報告、協議。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 開業準備のところなので、今後の改装のことではなくて開業準備の責任範囲というのは、詳細具体的に資料として出てくるんでしょうかってお聞きしたんです。

○滝川健司委員長 内装、什器、備品とか、レイアウト。

○星野隆彦都市計画課長 だけじゃないということですよ。

○滝川健司委員長 要するに、C工事の詳細

が議会側に示されるかという。

○星野隆彦都市計画課長 議会側に。

○滝川健司委員長 議会というか、市に。

○白井倫啓副委員長 契約の中身になると思いますが。こんなところ、あっちにやらせろよとか。

○滝川健司委員長 本体工事はもう既に契約は決まっちゃってる。それ以外はもう。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今委員長言われたように、市がやるものというのはもう工事を発注しておりますので、それ以外向こうに係るものについては報告があります。

○滝川健司委員長 それは、接続までは指定管理者がやるということは承知しておるわけですよ。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのとおり、一式図面のほうを示してありますので、市がやるべきものはここまで、その設計書にないものについては全てC工事、指定管理者が自分の費用、責において行うというものになってまいりますので、その明文化はされてると理解できると思います。

○滝川健司委員長 配管、配線のつなぎ込み、機器の取り付け、全てC工事という。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今後修繕が必要になったときの負担割合というのはどこかに明記されてましたでしょうか。協定書のほうに。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 協定書16条のほうに今の修繕工事についての規定のほうは書いております。

先ほど、この協定書並びに業務仕様書については、今ここにあるものについては全て協議が整ったものという御説明をさせていただきましたけれども、済みません、この50万円がまだ協議が整っておりませんでした。

訂正をさせていただきたいと思います。こ

れは、網掛けのところになります。金額について50万円がまだこれ網掛け、整っていないものになります。

○滝川健司委員長 例えば幾つかあって、市側からすれば50万円に分けてやれば業者持ちだけど、業者側からすれば45万円、45万円足して90万円になる、市持ちじゃないかっていう話に、それどうする、どうやって工面する。一つの工事を、半分に分けるっていう表現もおかしいけど、分ければ相手の負担だし、これとこの工事を同時に発注したいって言われたら、市の負担になる。わかりますよね、言っている意味。

松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 そこは、やっぱり双方で疑義が生じる可能性が十分ありますので、ただ、新城市の中でも施設管理の中で指定管理をお願いしてあるケースがたくさんあって、確か30万円とか、50万円とか決まりがありましたので、その考え方に基づいて双方で合意したいと思います。

我々としては、今お示した数字で相手方と交渉したいとそういう意思表示で御理解ください。

○滝川健司委員長 別に定めるじゃないけど、もう少し詳しくやっておかないと、この文書だけだと判断難しくなるので。

山口委員。

○山口洋一委員 関連をして、今の白井委員が言われたのは、50万円以内オーバー、以内というのはまだはっきりしてないということなんだけど、指定管理者がつくったものを当局がみるんではないですね。そういう意味でしょ。

だから、指定管理者が負担をしたものについては幾ら100万円かかろうが、1,000万円かかろうが市はみないという。

そういうことでしょう。今言ったのは、それにひっかけて、これもお客さんがケンカして、50万円こわれて、そうじゃないというよ

うにしておかないとやたら無性にみてあげるといはいけないかなと思います。

○**滝川健司委員長** 要するに、指定管理者がやるC工事は、金額関係なくC工事の修繕は全部指定管理者がやる。それで、そこに掲載してくる部分というものは、新城市が発注した部分、つくった部分についての修理についてはというふうに理解しているわけ。

松本建設部理事。

○**松本博也建設部理事** 私たちもそういうふうに理解しておりますので。

○**滝川健司委員長** 相手が理解しとらんといかんで。

○**松本博也建設部理事** もしここに書いてない、恐らくどこかに書いてあると思ったので、今ちょっと見つけられませんが、当然相手方が設置して持ち込んだものの修繕は向こうの範疇で直していただくというふうに、僕らも理解しておりますので、それが問題にならないように書き込んでおきます。

○**滝川健司委員長** そのほか、いかがですか。
山崎委員。

○**山崎祐一委員** 今、審議になったんですが、駅長の問題なんです、これやっぱり市の意思を伝えたり、あるいは企業からの意思、考え方を聞くちょうどその接点の部分になるかと思えます。また、運営協議会との関係等もあるので、これは一般公募するというか、何らか制限つきのあれでもいいから、公募するというような考え方はないのか、もう事実上できないのか、どんなような形に現在なっているんですか。

○**滝川健司委員長** 松本建設部理事。

○**松本博也建設部理事** 駅長に関しては、指定管理者の責任において選定するものですので、基本的には駅長に関する経費は全て指定管理者持ちになるということが一つと、それとそこで指定管理の責任を全てその方に負わせて営業をしていただくということになりますので、公募という形は今現在だと難しいか

なと思います、そういう意味で。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** もちろん、今のこの契約の内容から見ていくとそうなるんだろうとは思いますが、市の意向として一般公募できないかということをお社側とこれまでに、非公式でも何でもいいんですが、交渉したり、協議したことはありますか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 逆といたしましうか、名鉄側からの提案で、市に駅長は市役所側からの選出をしていただけないかというような提案はございました。

けれども、一般公募をするというようなお話は今までしたことはないかと認識しております。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** 今初めて聞いたんですが、市側のほうで駅長を出してくれないかというようなお話があった際、どういう回答をされたわけですか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 特に、向こうが言われたのは費用的な問題でありまして、市側から出せば市が給料を払うというような中から市側から出してほしいというような話がありました。

○**滝川健司委員長** それに対してどうやって回答したんですか。

○**星野隆彦都市計画課長** それについては、名鉄側にお願ひしますという回答をさせていただきました。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** そうすると、市側から出すというとき、費用面を指定に出すということはこの附帯事項の中の持ち出さないということに抵触するという考え方だったんですか。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** はい、そのような考え方の中で、向こう側で出してくださいと

いうことでお願いいたしました。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** やはり、このPR面だとかいろんな展開で、駅長を企業にも100%属さない、名鉄レストランの社員ではない人、実際にはどうなるかわからない、その開業時点はまた別ですけれども、経歴的にってそういう人ではない人のほうが、パイプ役としては適任だと思うんですが、その辺は断るといって、いわゆる市側から出さないよと断る時点で検討はされたんですか。

○**滝川健司委員長** 公募で、費用は管理者持ちというパターン。

○**滝川健司委員長** 沼野建設部副部長。

○**沼野朝之建設部副部長** こちらから駅長をお願いしますといった意味は、先ほどのお金の話もあるかもしれないですけど、本来駅長の役割というのは、先ほどの話も出たように、道の駅を盛り上げてもらうというか企画もそうですし、目指すべきところに向かって牽引していく役割を指定管理が本来していただかないといけないので、その駅長たるものが指定管理から出ないということは受け身の立場になってしまうかなと。

ですので、みずから企画して、引っ張っていただける方が、指定管理の中から駅長として出していただかないと成り立たないんじゃないかなということがあったので、市から出してというのも何かちょっと私の感覚では逃げかなと捉えられたところがあるので、いやしっかり責任を持って出していただきたいという意図で、指定管理者にお願いしたいというところがありました。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** ちょっとその辺が理解というか認識が違う点なんですが、これ基本協定のとこの3条を見ていくと、公共性を十分に理解しその趣旨を尊重するものとあるんですが、つまり市側のいろんな思いを具現化していくというか、実際に事業化してってほしい

ねというところがやっぱり大きな意味であるわけですよね。大きな金を投じてやる、さあそこへ入ってきて、名鉄レストランさん、好きなようにもうけてくださいよっていうだけではやっぱり全く意味がないんで、やはり市の思いだとか、観光をやりたいとか、地のをやりたい、PRしたい、いろんな目的があるので、それをきちっと成果にしていくためには、やはり市の意向をきちっと伝えられる、パイプ役になる存在であってほしいと思うんです。

それが運営協議会でも、まだこのメンバーから見てもなかなか不十分だと思うし、見てもちょっとまだ不十分だと思うので、公募して、給与面ではちょっと抵触するかもわからないけども半々で持つだとか、何かそういう方法で駅長を任命する、設ける時点でもう少しこの世間一般にPRし、このもつくるをPRしていくということも重要な方法だと思うし、ただ管理上やるだけだったら名鉄レストランのほうから来て、商売という意味で上手だという人だけだったら、この利益のところ出てくる程度で、後は新城の思いが伝わる、伝わらないかはまた別個の問題になってしまうので、要点的にはもう一度公募という形で、何らかの形、制限つきでも結構ですので、そういう形のものがこの中に組み込んでいけないものか、いけるものか、その点ちょっとどんな展開なのか伺います。

○**滝川健司委員長** 沼野建設部副部長。

○**沼野朝之建設部副部長** 今の話ですけども、さきに出た駅長の役割に戻るのかなと思われるんですが、駅長って何だっていうところになるんですけど、結局この施設をどういうふうにしていきたいのか、どこへ導くのか、どうあるべきかというところを、そもそものところで市とは共有していくことになると思います。

その段階で、市の思いが伝わらないというか、パイプ役が必要だという認識は当てはま

らないんじゃないかなと思います。市と指定管理とは同じ方向を向いていくというのは、この協定なり仕様の中で明らかにしていきま
すし、駅長としては市が本来やるべきことをや
っていくという意味での駅長ですので、それ
をあえてまた第三者を組み込ませることによ
って、かえって意思の伝達は複雑になって
るかなと。

それよりも、市と指定管理は本来、ここ
にはあえて書いてないですけど、常に密であ
るべきですし、連絡調整とかは当然してい
かなくてはならないかなと思ってますので、
逆に言えば、駅長が経営のことだけやっ
ていくということであれば、本当に指定
管理ではなくてただの委託業務になって
しまいますので、当然もうけもやって
いただきますけど、本来の目的という
のは地域の活性であるとか、新城を
盛り上げるというための施設という
ところを認識していただいた駅長にな
っていただくのが本来と。

ですので、あえてそれを市と指定管理
の間に第三者を置くというのが余り意
味がないというふうに捉えているん
ですが。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると、名鉄
レストランはあくまでもビジネスとし
て入ってくるわけですよ。ビジネス
としてもうけ主義で入ってくるわけ
ですよ、あくまでも利益追求で入
ってくるんで、それを行政のほうは
全く違う時点で公共の福祉とかそ
ういうようなことを言って、全然
もともと目指すところが違うわけ
です。

そういう段階になってるのに、性善
説というか、そもそもの原理論で
指定管理者とはこうだというよう
な形でうまく意に沿っていくから、
不純物は余り出ないほうがいい
ですよという論理なんですけど、
具体的にそれでいろんなところの
例を見ていくと、結構、私仄聞
したところだと、何年か後には市
から離れてしまって、どうもこ
う違った状況が出たりと

か、そういうことも聞きますので、
何かチェックする意味で、馬栓棒
をかけておくような意味でやはり
市の意向が伝わるようなところ
を持っておくべきだと思うん
ですよ。

店長とはまたちょっと違うので、
経営だけする店長だったら店長
でいいわけなので、駅長という
ともう少し大きな意味がある
と思うので、その辺は踏み込んで
明文化するなり、きちっと明
文化しないにしても、本契約
する前に、企業側の代表とき
ちっとその辺の駅長問題につ
いてはどうなんだということを、
きちっと根本的なところまで
含めて議会の意向だとか、こ
ういう意見があったということ
まで含めてきちっとしてもら
いたいと思うんですが、その
辺どうでしょう。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども
白井委員のほうから御指摘が
ございました駅長の業務の中
で、駅長がリーダーシップを
発揮できるような、そういう
ような体制というんですか、
また義務といいましょうか、
というようなものをうまく
盛り込むような記述をしる
ということで、そこ
のところで補完ができれば
なと思っておりますので、
よろしくお願
いしたいと思
います。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると、
駅長なるものは企業側から、
これ聞いて見ると、名鉄の
グループの中の人事で入
ってくると思うん
ですけども、必ずしも名鉄
レストランから来るとは
限らないとは思
うんですが、流れ聞いて
みて。そう
なるとそのAという
人と、市長が任命する
わけでもない、何も
するわけでも、手
を出せるわけ
ではないわけ
ですよ、指名する
わけでもないし。

そうすると、今言われたように、
性善説に立って、清く正しく
いければいいんだけど、
企業っていうのはあくま
でも利潤追求なので、
行政マンの考え方とは
真逆なことをやっ
てくるのでね、そ
こら辺の、いっ
てみる

と、性悪説に立つぐらいな気持ちでないことや、やっぱり企業というのはコントロールできないので、企業論理というのは。

だから、そういう意味で、何て言うのかな、行政の非常に楽観的なこの性善説に立ってる部分と、抽象的な言い方ですけども、要するに民間がやるこの非常に性悪説的な法律、時には法律違反を犯してでもやっぱり利益追求するところがあるので、その辺のところをきちっとすり合わせるためには、やっぱり第三者という公募というか、市ができるような存在にしておくべきだというのが私の考え方なんですけど、その辺についてももう一度企業側とも、企業のほうでただ費用面を市で出してくださいという意味で指定選んでくださいと企業側がいったとも思えないので、もう少し企業のほうとしてもそういう意味で第三者的なとか半々ぐらいとか、そういう立場の人を考えてたかもわからないので、担当者としてじっくりその辺の一番大事な駅長という顔になる部分なので、ここの新城もつくるの新城営業所長とはまた違うし、店長とも違うので、駅長というのはもう少しその他市県にもあるし、いろんな形で涉外部分があると思うので、その辺きちんともう一回練り直して、練り直してというかももう一度きちんともいっていただきたいと思うんですけど、その辺、どうでしょう。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 また、これからこの基本協定を結ぶに当たっては、幾度となく協議を進めなければならないとも考えておりますので、今山崎委員の言われた中で、協議させていただいて、意向のほうは聞いていきたいと思っておりますので。

また、そういう聞き取り調査をしたものも議会のほう、部会のほう通して説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 それと、関連するんですが、物販のほうで、2のイの部分で、ここに見ると地元商業関係団体等との連携を密にする云々とあるんですが、要するに地元でいろんな地元産品を売ってねとか、そういう中に入れさせてくださいねという話は、結局ここにちょっと出てくるんですが、具体的にはどういった形になるんですか、名鉄レストランとの直接交渉になるんですか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この一文入れましたのは、第1回の運営協議会をさせていただいた中で、運営協議会の中での御意見をここに書かせていただいたわけなんですけれども、名鉄レストランとすると、365日商品の受付というものはさせていただいておると。

ただ、知らせるようなものがなかなかない人たちにおきまして、公平さを保つために、年何回になるかわかりませんが、一同会してプレゼンといいたいでしょうか、売り込みができる場所を設けてほしいということでこれを書かせていただいたわけで、これに対するのは直接納品をしたい人、納入をしたい人と名鉄レストランとのかけ合い、協議の場ということになります。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 その場合に、その運営協議会が、ある程度運営協議会の中に物販部会みたいなもの設けて、そこが一つの受け皿になるというか取りまとめ役になってやるとか、そういうことはなくて、あくまで企業とその納入業者が直取引だと、そういうことですね。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今考えているのは、運営協議会が場所の提供をさせていただきまして、場所の提供と周知を運営協議会がさせていただいて、その場に来ていただいた方との協議というような形、直接取引というような形になります。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると、運営協議会は場所の提供、要するに仲人役的なことをするだけで、契約の中に入ると恐らく責任問題になるので、引いて、外側で交渉の中には入らないよという意味だと思うんですが、そうなったときに、納入業者がどういった人たちが納入業者で入ってくるのかわからない、ただ企業側の論理で、ビジネスとしてやるようにやってってしまう。最初のうちは地元優先といっても、企業がある程度企業論理で、これだからもう一定の量が確保できないのでだめだとか、理由づけはいっぱいあると思うんですが、そうなったときに運営協議会なり、市が口を出せないというかある程度言えないわけですね、そういう、トラブル事項のところにもあるけれども、ここらの条項ではそこまで及ばないように思うので、何か運営協議会を通じて、物品納入、地元製品の云々というここに鎖を打ち込んでいく必要があるように思うんですが、その辺はどうでしょう。

例えばですね、納入希望業者ですね、取引希望業者の受け付け先を市が決める、運営協議会に出させて、その内容を、どういう団体なのかチェックするとか、どういう個人なのかチェックするとか、そういうことを、舞台上上がる前に一次審査的なことを運営協議会がするなりなんなりそういうことをするような形をとらなくていいのかということ。何でもいろんな団体が出てきて、売ります売りますと言っておいて、それがいろんな形のも物が売れるようになると思うので、その辺無制限でいいのかどうかということ。

○滝川健司委員長 松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 第1回の運営協議会の中で議論があったんですが、例を挙げて軽トラ市なんかも携わっている方がいらっしゃって、それで言ってみれば、新都市の軽トラ市に余り望ましくないような団体も来るようなんですね。そこは、事前に振り分けを行っ

ているようなので、そういうこともいずれは必要かなと思いますが、ただ、運営協議会が主体になって振り分けをして、どうしてもこの業者のこういうものを扱ってほしいというふうに選定するということまで運営協議会の委員の方々にお任せするのは、ちょっと今の組織上、重たいかなという感覚であります。

そもそも指定管理者制度ですから、民間のノウハウを十分発揮できるようにするというのも大事であって、極端な話、市側がこの商品とこの商品とこの商品を全て扱いなさい、1年間やりなさいという、当然利益に合致しないものも想定されるわけで、そうすると今度は利益のほうに圧迫されて、安定的な経営に支障を及ぼすということもあるので、フリーで何でも好きなものを扱ってくださいということも望ましくないですし、余り過度に干渉するというのもどうかなというものもありますので、そういう意味もあって運営協議会のほうでいろいろと望ましいところを協議して、指定管理者側とすり合わせをしていくというそういう意味で今の協議会を組織したものですので、今後その意見をいただきましたので、協議の中ではその話はしたいと思いますが、それが絶対可能だということはこの時点では申し上げられないんですが。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうではなくて、基本的に企業ですから、自分たちでもプランを持ってくるわけですね。プラン持ってきて、こういう形でやりますよという。それに対して、多少なりともこれはこうですか、じゃあないんですかとか、地元のほうをもう少しふやしてくださいよとか、そういうような直接営業責任をだったら、あんたお金出してその分のコーナーやってねという話、そこまで踏み込まない程度のアドバイスなり、市の大枠的なものを、一応口が出せるような状況にしておくべきだと思うんですよ。

そうでないと、大きな多額の10億円近いと

ころをつくって、勝手に名鉄レストランを好きなようにもうけてくださいという極論になってしまうので、そうじゃなくて、やっぱり市の公共性だとかいろんなものがあるので、その大枠だけはいろんなところにきちっと市側が考え方や意向を伝えられる部分を、幾重にも何重にもチェックとかそういう仕組みをつくっておかないと、歯どめがかからないと思うので、ぜひにもそういうことはやっていただきたいと思うんです。

○**滝川健司委員長** 松本建設部理事。

○**松本博也建設部理事** もちろん、フリーで営業をさせるつもりはありませんで、協定書の中にも年間の業務予定ですとか、毎月結果なんかを報告するようになっていきますので、その時点でふさわしいかどうかをチェックするという気持ちではおります。

それから、基本的にその協定の前に、開発運営計画に沿った形で運営をなさないとそういう合意のもとにやっていますので、その中には地場の製品のあれだとか、地域の人に開かれた施設にするだとか、いろいろ市のためになる項目が幾つかありますので、それに沿っていない場合は、当然修正をするようにこちらから働きかけは必要だと思います。そのために、市もやりますし、その方向性については協議会のほうの意向も聞いて、修正をかけていくという考え方でおります。

それから、取り扱う商品についてですけど、プレゼンテーションの機会を設けるとするのは、どうしても名鉄側で把握し切れてないようないいものがあるとすれば、それを紹介していきたいですし、それから道の駅を想定して、何か新しい商品を開発するというような動きもあるようなので、そういった動きを相手側に伝えるという意味もありまして、定期的にそういうものを開催したほうがいいじゃないか。

それについては、ただ単にお互いにどうぞということじゃなくて、協議会もかかわる形

で開催したいと言われてますので、そのかわり方についてはこれからしっかり詰めていきたいと思います。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** これでまとめにしますが、ぜひそのプレゼンの参加者等で、参加団体です、ね、いろんなところからこれで売り込みがあると思うんですが、やはり運営協議会がきちっとどういう団体なのか精査して、新城のためになるとか、ある程度、卑近な例ですが、いろんな形で協力してきたとか、地道に努力してるとか、非常に何かいいとか、そういうものを正しく評価するようにして、いろんな抵抗勢力だったりとかずっとやってきて、それでころっと変わって参加だけしてくるというようなことっていうのも、やっぱりいっぱい世の中にはありますので、きちっと団体の性格等は精査して、きちっと全国にPRできるような形をしてほしいと、そのプレゼンの参加者だといろんなところのチェックを十分にしてほしいと思いますが、いかがでしょう。

○**滝川健司委員長** 松本建設部理事。

○**松本博也建設部理事** 済みません。今回の、第1回のプレゼンテーションは、そこまで深く委員の皆さんと話し合いをしておいたわけではなくて、基本的には売りたい、売りたいという方がいっぱいあって、新城市のそういう人たちに門戸を開くとかチャンスを与えるという意味で開いたほうがいいですよ、ね、って話をしましたので、今の話も次回の協議会のほうにはかけたいと思いますが、果たして、適正に参加していただける方とだけない方を振り分ける作業まで、協議会のほうで担っていただけるかどうかは、ちょっとこの場でお答えすることはできないんですが、よろしいですか。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** 振り分けができないとか、そういう努力をしてくれませんか、どうですかということをお願いしたわけなので。

例えば、もっとはっきりいうと、いろんな形でずっと反対運動をやって、いろんな形をやって、例えば50億円おかしいよっていうようなまんじゅうを売り出すとか、そういうことだってできるわけですよ、中へ入って行って。関係ないような名前出しといて。宗教団体だっていろいろできるし。

そういういろんな形が考えられ、企業というのはやっぱりビジネスってそこまで考えられるので、性善説ではなくて性悪説的に一番のぎりぎりのところを想定して、最低を想定してチェックをかけていくということが、私は必要だと思うので、そうしないとこのもくくるといのは非常に条件的にもそんなにいいわけではないのでね、客観的に言って。非常に慎重に、なおかつ大胆にやっていかないと、チェックもきちっとしていかないと中がばらばらになったり、一つの本当にきちっとまとまってるチームとして、チームもつくるでまとまっているという形にならないと、その中があげてみたららんごかないわっていうような状態ではいけないので、その辺のチェックを今後しっかりやってくださいね、どうですかということです。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 次の運営協議会の議題とさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 4ページまでとびます。

その他の業務の中で、目次関係の報告、作成提出がここでは15日になってますよね。

○滝川健司委員長 15日以内ね、はい。

○山口洋一委員 毎月終了後。協定書には、26条では残念ながら30日以内になってますので、この辺をちょっと調整をしていただきたいということが一点、それから、月次報告書には、先ほど利益等がわかる資料という中で、月次報告にも出ますので検討しますということですが、ここ見てみますと、残念なこ

とに、アからキの中には決算にかかわるような、月次決算にかかわるようなデータは求めているような気がしますので、ここに月次で収支がわかるデータに条文に改めたらいかかと思いますが、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 毎月の4ページの件は、月報告でそれは15日までということになってまして、30日を過ぎるまでというのは、年度の報告書の期限です。

○滝川健司委員長 毎年と、毎月終了後に。

○山口洋一委員 26条の第2項が、乙は毎月終了後30日になってますので、ここはいかがですかという。

○滝川健司委員長 松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 済みません。そうです。整合させます。そのとおりでした。直します。

収支わかるように、私たちもしたいので書き直します。

○滝川健司委員長 駐車場を使って、要するに今、軽トラ市みたいな、ミニ軽トラ市を駐車場を使ってやりたいということは、やることは可能ですか。市内業者が、例えば今、月1回軽トラ市やってますけど、それを週1回、ミニ軽トラ市を駐車場を使ってやる場合は可能か。やった場合にはどういった課題と問題があるのか。

松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 駐車場で、ミニ軽トラ市はできません。

道路区域になっていまして、区間をです、いわゆる本当の駐車場の中なんです、今名鉄レストランもミニ軽トラ市を考えていまして、いわゆるひさしの下の部分にできるスペースがあるんですが、そちらのほうで軽トラ市をやって、集客につなげるというような提案はされていますので、それは可能です。

ただ、課題とするのは。

○滝川健司委員長 場所代だとか、売り上げ

に対する。

○松本博也建設部理事 そうですね。そういったものは幾らにするのかとか、あとどういう申し込みの順番にするのかとか、例えば市内を優先にするのかどうかというのは、あります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第109号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第109号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

三遠南信住民ネットワーク協議会代表世話人、田中孝治氏から提出された「新設される新城市道の駅「もっくる新城」に三遠南信地域の特産品販売コーナーと地域情報紹介コーナーの設置を要望（陳情書扱い）」を議題といたします。

本日は、参考人として田中孝治さん、参考人の補助者として伊藤直幸さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます

本日はお忙しいところ、経済建設委員会の陳情の審査に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、常日ごろは委員会活動、議会活動に対しまして、御支援、御協力いただきましてありがとうございます。

きょうは陳情の審査に当たりまして、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、説明をお願いいたします。

○田中孝治参考人 三遠南信住民ネットワーク協議会の代表世話人をやっております田中と申します。

きょうは貴重な時間、つくっていただきましてありがとうございます。

お手元に簡単な資料をつくってまいりましたので、それを少し説明させていただきたいと思えます。

まず、三遠南信住民ネットワーク協議会なんですけど、2005年御存じのように三遠南信サミットの中で、13回目の会するとき、住民セッションという部門をつくっていただきました。それから、7年後なんですけど、どうしても1年に1回サミットのときに会うだけで、なかなか成果が上がらないという意見も中であって、それじゃ住民レベルで少し日常的に連絡をとったり、協力体制をとったような会をつくろうということで、7年後の2012年に三遠南信住民ネットワーク協議会という形で発足を、3年経過をしています。

趣旨は、その下に書いてありますように、この協議会自身は事業費を持って、あるいは事務局をしっかり持ってやる組織ではなくて、今そこ43になっておりますが、少しふえて48団体と個人で構成をしています。

それぞれのやるいろんな活動を、言ってみれば寄ってたかって応援をして、成果が上がるような形にしようというのが本来の趣旨なものですから、日曜日にたまたま設楽の浜松公演があったものですから、これのチケットの販売だとか、ロビーの展示等の協力をしていくと。ほかの事業についてもそういうやり方をしているということです。

今年度、その下ですが、今年度の事業方針、三つ立てておきまして、一つは三遠南信圏の特産品のアンテナショップのようなものを遠州地域、それから三河地域、長野地域につくろうということで、これは数年前から遠州側と南信州側についてはアンテナショップをつくってやってきております。

それをできれば、三県にまたがることで、愛知県側のどこか拠点施設をつくりたいとなというのが一つの事業です。

それから、きょう一緒にいた伊藤さんのところの、阿南町中心ですが祭り街道という会がありまして、こし15周年ということで、やっぱりこの三遠南信の一つの地域資源の大きなお宝というのはお祭りだろうということで、151号、152号、それから静岡側の姫街道を入れて、祭りというテーマで一つの地域の連携を図れないかというのが2番目の事業です。

それから、3番目の事業として、先ほどの設楽の公演のように結構文化的な活動をする団体もたくさんいまして、これもそれぞれの活動をお互いに応援をしていくのを今年度の活動の三本柱にしています。

それを三遠南信の地縁で結ばれている関係がありますから、地縁展開事業ということでやっていこうというのが今年度の事業方針で、今それが動き始めているところです。

それから、今回のお願いの趣旨に関係するんですが、実はそういう中でどこか、大都市の浜松とか豊橋とか飯田ではなくて、特に県境部分の三遠南信圏のしっかりしたコアをつ

くらなくてはいけないんじゃないかという考えがございまして、その中でコアになる部分というのはどこだろうということで、我々なりに勉強してきたものがそこに整理したものです。

それで、新東名の開通という時期がありますし、道の駅が検討されてるということもありまして、恐らく新城の位置づけというのは、これは私どもが勝手に解釈してるんで、当たってるかどうかというのがあるんですが、多分これからの新城っていうのは新東名の開通ということ踏まえて、こういう状況になっていくんじゃないかという整理をしたものがそれです。

一つは、高速道路が開通することによって、高速道路のネットワークというのが新城、これから非常に拡大していくという位置づけがあるんだろうと。その中で、もう一つは東海環状とつながっている、豊田市との関係というのは非常に緊密になってきて、これが東西軸の一つの大きな軸になっていくんじゃないかと。

それから、真ん中のところの、それと並んで南北軸というものも大きな役割を果たしていく中で、一つは交通の結節点という十字路のような役割を新城市、あるいは東名のインター、あるいはその周辺が持ってくるんじゃないかと。

ですから、東西南北の十字路というのが新城の新東名の周辺になっていくんじゃないかという考え方をしています。

それから、交通だけではなくて、・・・歴史とか文化ということも、新城とかその周辺が十字路の拠点の役割をしていくんじゃないかと。そういうことで、やっぱり新城が一つの三遠南信圏の、特に県境部分のゾーンの中のポイントの位置、クロスポイントの位置という役割をこれから新城さんがお持ちになっていくんじゃないかと。

そこに、高速道路網の下に、下道になる

101号、151号、152号、それから遠州の姫街道があって、ここには御存じのように非常にたくさんのお祭りがあるということで、この祭りをテーマにして、高速道路と下道の利用と考えれば、そこに新しいクロスポイントである新しいインターチェンジ周辺にクロスポイントとして、その軸を東西南北の軸を結んでいけば一つの新しい可能性が出てくるのではないかというのが、私どもの見方です。

それから、その下のほうの事業の中で、三遠南信圏の地縁展開の具体的な内容になりませんが、人とモノと情報という話になると、これは切り離して、モノが動くとか、人が動くだけではなくて、例えばそこに整理してありますように、人が動けばモノと情報が動き、モノが動けば人と情報が動き、また情報が動けば人とモノが動くということで、情報ということとか人の動きとか、モノの動きというのは、やっぱりこれリンクしてる、セットなる話だろうと。そういう考え方を持っています。

それから、高速道路ができていくというのは、新東名、それから三遠南信道ができていくときに、これは高速道路ができてくるということは非常に地域にとっては大きなインパクトになるんですけども、逆にもう一つの課題として、下道が通過地帯になってしまうんじゃないかという危惧がどうしてもセットとして出てくると。

そうすると、高速道路で出てくる広域化するか、時間短縮の効果を下道のほうがしっかり生き受けていかないと、単なる通過地帯をつくってしまうということではまずいと。そうすると、高速道路と下道、旧道の結びつきを真剣に考えないといけないんじゃないかというのが2番目の視点です。

それから、先ほどのそれをつなぐ一つのソフトの材料となると、やっぱり祭りではないかということで、クロスポイントの場所に、地域情報を提供する場所とその中のモノの中

心になる特産品の売り場というものをどこかに設けたいなというのが、考え方の前提です。

それで、その次になるんですが、そうするとどこでその東西南北のネットワークを果たしていくかというのは、施設の考えると、やはり道の駅が中心になってネットワーク化をしていくということになるだろうということで、遠州側の道の駅、それから東三河側の道の駅、それから信州側の道の駅で、今度のことに関係する道の駅は、恐らくそこに書いてあるぐらいのところネットワークということになっていくんじゃないかと。

それで、これ国交省のほうも道の駅のネットワーク化というのは非常に熱心に進めているところがありますし、地域情報のネットワーク化というのも熱心に進めているところがありますので、先ほどの十字路のポイントになるもつくる新城を、ある意味東西南北のクロスポイントというふうにしなごら、そこで東西南北の道の駅とうまくネットワークができれば、三遠南信圏の広域的な結びつきがより強くなるんじゃないかと。

お手元に地図をお配りさせていただいたんですが、同じような考え方で、私がかかわっている別な団体でやっているんですけども、世界遺産になった富士山のほうで、今道の駅に同じコンセプトでつくった地図を配布させていただいて、富士山周辺の道の駅の連携を今図っております。

やってみますと、非常に問題たくさんあるんですが、一応まず一緒に事業でやっていこうということで、連携がとれてきているということです。

それから、その下になりますが、それを受けて、道の駅もつくるにお願いをしたい一つの、二つの近路、一つは、三遠南信の地域特産品の販売コーナー、これ地縁店という名前ですと呼んでおるんですが、今浜松と飯田で実験的にやっておるんですが、これやってみますと、ちょうど浜松の海岸部から飯田の山の上

まで約1,000メートルの高度差があって、旬の時期がそれぞれ季節によってずれてくるといって、意外に旬の時期の季節的なずれを利用するとそれぞれの消費者にとっては魅力になるんじゃないかと。それから、山側と海側の食材ということもありますので、そういうことを一つのコンセプトにした高度差で得る旬の差をうまく利用したようなアンテナショップを、これをクロスポイントの新城にできないかというのが一つです。

それから、もう1点は三遠南信の地域情報センターで、なかなか私たちも今国交省に依頼されて、道の駅のネットワーク協議会の事務局をやっているんですが、実際やるとどうしても物販のほうに力がいって、情報コーナーのほうになかなか力がいかないという現実があります。ただし、本来の道の駅というのは、もちろん、地域に対するゲートウェイというんですが、情報の入り口になるのが道の駅の一つの別な機能であるわけですから、どうしてもその情報コーナーの充実を図りたいと。

となると、単なる周辺の自分のまちだけではなくて、先ほどの理由からすると、三遠南信圏全体の広域の地域情報を提供するようなものもつくるのなかでできると、我々の三遠南信活動の一つの情報拠点になってくんじゃないかっていう期待を持っていくところなんです。

前回、要望書を議長さんあてに提出させていただいたのは、そういう趣旨のもとですが、何せ私たち自身が事業主体ではありませんし、お金があるわけではないので、どうしてもできた施設なり機能に一部の役割を分担させていただくような形でやっていくことを実現させていただけたらというのが、要望の全体の趣旨になります。

ありがとうございました。

○滝川健司委員長 ありがとうございました。

以上で陳情に対する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからの御発言をお願いします。また、委員に対しては質疑することができませんので御了承願います。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 三河、三遠南信地域の特産品販売コーナーというふうな御要望であります。加えて、地域情報の紹介、情報コーナーの設置ということですが、テナントとして御希望されてみえるのかどうかを伺います。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 まだ、その辺が私どももしっかり詰めて話ではないので、私たち自身が先ほど言いましたように、事業主体でもありませんし、住民の団体の集まりですので、なかなか今のような形、じゃあテナントとして入れるのか云々って話になると難しいんですが、できればそういうコーナーができれば、情報を持ち寄って、その展示の場所ということになると、テナントかと言われるとまだそこまで行き切れない組織ではないのかなっていうふうに思っておりますけども。

○滝川健司委員長 ほかに質疑ありませんか。
山崎委員。

○山崎祐一委員 このもつくる新城自体については、ある程度了解されているというか、情報としては知っておられるんですか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 ある程度という程度の情報しか、まだ。直接行政側との情報交換しているわけでもありませんので、特に中身の詳細については存じ上げない部分が多いと思います。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 物販の部分と、もう一つの大きな柱として、情報、観光情報を中心としたステーション化を図るというか、そこでや

ろうというそういうここにある奥三河観光協議会等が入ってというその辺の情報は、きちんと把握されているわけですか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 情報コーナーのことについては、今の団体のところが仲介になってやって話は聞いております。

それで、私どものほうは、そこに対する情報の材料提供というんですかね、パンフレットを置いたり、地図を置いたりという役割をさせていただくという程度になるのかなと思っておりますけども。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 ちょっと違うんですが、活動内容なんですけど、ここにある事務局は常設で何か連絡がとれるとか、そういう活動をされてるんですか。事務局はここにある地域づくりサポートネットワーク内でよしいわけですか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 皆さんも御存じかと思うんですが、サミットの中で生まれてきた組織でありまして、今のところ代表世話人も1年ずつ、サミットのたびに代表世話人が静岡、それから愛知、長野というふうに変わる仕組みで、その代表世話人の所属する団体が順番で事務局を担当するということですので、ことし浜松がサミットですので、私が代表世話人で、私の所属する団体に事務局を置いてると。

ですから、その1年はもちろんそこにありますけど、来年になりますと豊橋のほうに事務局が移るという形態になってます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 東三河、豊橋が中心なんですけど、東三河の団体はこの48団体のうち、どのぐらいいるのか。それから、直接新城奥三河ではどういう団体が加盟しているのか教えてください。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 今、団体名簿を正式につくっているとかなものですから、そこへ少しふえていく可能性があるんですが、今愛知県側では17団体です。ちなみに言いますと、静岡側が15ぐらい。それから南信州が10団体ぐらいになります。

ただし、これ団体としても加入できますし、個人としても加入ができるものですから、今の愛知県側の16が全て団体として登録されているわけではないというのがあります。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 愛知県側のこの17団体の中心を担っている団体というのはどこになるんですか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 NPO法人森づくりフォーラムって原田さんが代表をやられている会が、豊橋の会なんですけど、そこが今代表世話人をやってきましたし、そこが愛知県側の事務局になってます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 御熱心な説明、ありがとうございます。

ここまで個人のレベルで、個人のレベルということですね、きょうは。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 ネットワーク協議会の一応代表世話人っていう立場ですが。

○滝川健司委員長 白井委員。

○白井倫啓副委員長 基本的に、財源を持たない、ボランティアでこの地域全体を何とかしたいということで動いておられるという理解をしました。

それで、48団体というふうに言われたんですが、この日常的な連携とか、定期的な会合とか、それはどのような形で進められているんでしょうか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 代表世話人は今のよう
に順繰りでやるんですけども、世話人が10人ほ
どおりまして、そうですね、2カ月に1回ぐ
らい定例的に世話人会を開いて、いろんな審
議をして方向を決めていくというやり方をし
ています。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 行政とのかかわりとい
うのは、どのようなことになってるんでしょ
うか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 一つは、SENAがある
ものですから、SENAとの連携をとりなが
らやってるのが、広域的にはSENAとのつ
き合い、連携の取り方の中でやっていますし、
一部それぞれの事業の、SENAの方式で2
分の1になります。それぞれ私どもが2分
の1負担して、SENAから2分の1いただ
いて、2、3件の事業をやってる、金額とし
ては非常に少ないんですけども、そういう御
支援をSENAからいただいているというのが
実態としてあります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 SEN Aというの
は、どういう組織でしょうか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 浜松の企画の中に事務局
があります三遠南信のサミットの中で、御存
じかと思えますけど、この三遠南信ビジョン
というのを数年前に策定しました。

それで、三遠南信圏の連携、活性化を
図っていくというのが目的で、それを推進す
るための行政側の事務局としてできたのが今
のSENAという組織で、それぞれ愛知県、長
野県から職員が派遣されてやってるとい
うのが、今のSENAという組織になります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 そうしますと、市民団
体、行政、NPO、かなり連携して今動い
てきているというそういうような理解でよろしい

でしょうか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 先ほど一番初めに説明さ
せていただいたように、我々は初め、三遠南
信サミットというのは、行政と、それから経
済団体でやってきた歴史があります。それで、
13回目のときに、地域を支えていくという中
で、もう一つやっぱり住民というのも地域を
支える一つの主体だろうということで、当時
働きかけをしまして、サミットの中に住民セ
ッションをつくってもらったというのが、ま
ず13回目のときでした。

ただし、サミットというのは1年に1回、
持ち回りで開かれるだけで、我々もまたお会
いするのは1年後で、幾らそこで議論をして
も全く実現しないという中の反省も、不満も
ありまして、それじゃ我々の中でネットワー
ク協議会をつくって、もう少し日常的に協力
体制をつくっていかうというふうに考えて
でき上がったのが住民ネットワーク協議会で、
多分経済界、それから行政の集まりよりも、
三遠南信圏の日常的な集まりとしては、住民
の集まりのほうが発達ではないかなという自
負も持っております。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 これちょっと教えてほしい
んですが、このもつくる新城は、今建設工事
に入ってるんですが、そこにアンテナショッ
プを置くというお話なんですが、どういうふ
うな魅力とか価値を見出されていますか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 これは、先ほど説明させ
ていただきましたように、私も今静岡で静岡
県の新東名の開通のときの効果の委員もさせ
ていただいてというのがありまして、多分先
ほどの説明のように、新城がインターという
のか新城市自身が、やっぱり東西南北のクロ
スポイントになっていくという地勢的な見方
というのを、勝手ながらさせていただいてい
ます。

そうすると、やっぱりその中に道の駅という岐路ができると、これは単なる新城のためのという一義的にはそうなるんですが、もう少し機能的に、広域的な役割というのが果たしてもらいたいし、果たせる施設になるだろうという見方をされていて、その中に三遠南信圏のモノという情報と、それから祭りということを一つのテーマになりますけど、地域情報をそこに置かせていただくのが広域的な効果を考えると非常に大きな効果が、道の駅たくさんありますけども、その中でもそういう機能を持てる道の駅になるんじゃないかという期待を非常に強く持っているというのが、今回お願いをしたそもそもの理由になるということです。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 今、東西と言われたんですが、これは南北、新城・東三河の観点にすると、お祭りだとかそういうのを見ていくと、南信州等のところでいろいろ共通性もあるので、流域的な問題もあって、やはり南北のように思うんですが、新城から見っていくと通常の東西は現東名がありますので、むしろ東西のほうに魅力を感じているんですが、その辺の受けとめ方というのは、どんなふうにされているんですか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 南北については、今151号軸を中心にして、これ祭りなり、地域の連携って非常に歴史的にも強いところがありますが、まずそこに、新東名もそうですし、東名も軸としてお話になるんですけど、やっぱり足助街道のように、豊田側にやっぱり一つ大きな軸がありますし、昔から足助街道、中馬街道がありましたので。

そうすると、東西南北を150号線の軸と、足助街道に結ぶ、豊田に結ぶ軸とができ上がって、その上に高速道路ができて、下に下道ができる。それで、高速道路の時間短縮効果を、できれば下道においていただかないと、

単なる道ができたけども地域としては単なる通過されるということになるので、下道と上道というふうにすると、東西南北がちょうど、昔の旧街道のように下道をうまく三つの使い方ができるんじゃないかという期待を持っています。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 これで最後ですが、今のお話、やはり豊田、自動車を含めて、豊田というのはやっぱり浜松から見ると、一つ見通し先にあるということですか。

○滝川健司委員長 田中参考人。

○田中孝治参考人 前に、たまたま新城市がやられた企業誘致の、1月に浜松で説明会有的时候に、私講師をさせていただいて、そのときにもお話ししたんですが、私たち静岡側から見ますと、今三ヶ日でとまっておりますが、恐らくこれ東海環状までつながってくるとなると、今我々が考えている以上に非常に高速道路圏のネットワークが飛躍的に広がるんじゃないかという期待を持ってますし、そのとおりになっていくんじゃないかなと。

すると、やっぱり東海環状につながる新城からこの間というのは、静岡にとっても非常に大きな影響を受けると。今、三ヶ日でとまってるのが、その先まで行って、東海環状につながれば、それはまた日本海側までつながるっていう話になると、やっぱりそこに豊田があって、日本海側までの経済圏があって、極端に言えば、そこから大陸までつながってくるわけですから、物すごく大きなインパクトを、逆に新東名につながるという効果は持っているんじゃないかというふうに思いますし、静岡県側からすると、今三ヶ日でとまっているのが、その先の通りから静岡県がどういう影響が出るのは、静岡県の道路サイドとも時々議論が出る話にはなります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、ありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時15分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

愛知東農業協同組合代表理事組合長、河合勝正氏から提出された「新城市議会から政府に対しての「T P P交渉に関する意見書」提出についての要望（陳情書扱い）」を議題といたします。

本日は、参考人として河合勝正さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます

大変長時間お待たせしまして申しわけございません。議案の審査に慎重な審査を長時間かかりましたので。

また、本日は、経済建設委員会のほうに陳情の説明ということで御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、常日ごろは委員会活動、あるいは議会活動に対しまして、御理解、御協力いただきましてまことにありがとうございます。

本日は陳情に対しまして、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関しての御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○河合勝正参考人 それでは、組合長の河合でございます。日ごろは、農協事業等につきましても、大変いろんな面でお力添えをいた

だいております。厚くお礼を申し上げたいと思います。

本日は、政府へのT P P交渉に関する意見書の決議をいただくということで、議長さんのほうにお願いをさせていただいているということでございます。

T P Pについては、御案内のとおりだと思いますけれども、平成22年T P P交渉が始まる当時新城市議会におきましても、T P P交渉参加反対に係る意見書ということで、国会にも主たる大臣のところに意見書として決議書を提出いただいたという経過がございます。

それ以後、T P P交渉が進められておるわけでありまして、現状まだ妥結というところには至っていないという状況でございます。

今、資料をお配りしてあるのは、ちょっとわかりにくいと思うんですが、今お配りします。

全国の市議会、あるいは県議会等含めてT P P交渉参加反対に係る決議書、意見書というものが、閣僚のところに今届いたわけでありまして、それにもたれて、2013年に衆参の両委員農林水産委員会でもって、今のコピーをさせていただいた中身が、そのときに決議をいただいた主な事項なんですけれども、こうしたことが実は決議をされております。

けれども、ここにきて、特にオーストラリアとのE P A交渉が相当進んだということで、それについてはもう1枚のほうの紙、農政という日豪E P A大筋合意というその資料が、新聞ですけども、これ新聞等でも十分御承知の向きだと思いますけれども、合意したということでありまして、お米は除外されておりますけれども、牛肉関係については段階的に関税を引き下げる、15年間かけて38.5%から冷蔵肉については23.5%ですね。冷凍肉については19.5%ということで、15年間にわたって段階的に関税が下げられるという合意に至ったということは御承知だと思いますが、

こうした状況はTPPにおいても、流れとしては出てきておるといのが現状のようでございます。

交渉の経緯というのは、秘密裏に行われているというのが実態でありまして、余り多くのことは外に出ておらないわけですが、現状のところは方程式合意というようなことが言われておりまして、このオーストラリアとの合意と同じように、肉の部分等についてはTPPについても方程式合意がされるのではないかというふうに言われています。まあ、方程式合意というのは、関税が高いものについては期間を長くして段階的に関税を下げる。関税の低いものについては短期間に引き下げをする、単年度ですね。

そういうようなことで、甘利大臣もおおむね合意ができたなんてことを内々言われておるとい実態があるわけです。

そういうことになりますと、国会の農林水産委員会で合意した項目が既に約束が破られておるといようなことが実態として起きておるといことでもありますので、この際もう一度全国の市議会、県議会等をお願いを申し上げて、この委員会の決議、国会の決議を遵守していただきたいといようなことで、改めてそれぞれの議長さんをお願いをしたとい経緯でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

ちなみに、現状のところは愛知県議会、それから豊橋市議会、既に議決をいただいております。管内もけさほど聞きましたところ、設楽町の議会が総務建設委員会で6月12日に議決をいただいて、その後議会のほうでも承認を得たといことで、ちょっと日にち確認しておりませんが、いずれにしても設楽町も承認をいただいたといことでもありますし、東栄町につきましては6月18日の日に議会承認をいただいております。それから、豊根村については6月13日と伺っております。山手のほういずれの町村議会も御理解を

いただいたといことでもありますので、その議決の文面を所管の大臣のところ、また意見書として送らせていただくと。そういうことで、何としてもこの重要5品目については、守るべき必要があるのではないかと、そんなふうには思っています。

TPPについては、農業分野だけではなく、医療の分野とか、知的所有権であるとか、さまざまなもの、これも先ほどお配りした農政の中にも一部載っておりますけれども、そういう部分の中で淘汰的なTTPが合意されてしまうと、これは国の形が変わってしまうといそういうこともありますし、過去にも貿易の自由化によって繊維業界、養蚕は壊滅してしまいましたし、今林業も全くそういう状況でありますので、この先農業が市場開放によって大変な状況になるとすると、日本の農村部には人が住まないといことすら起きかねないといそういうこともあるわけです。

一方食料安保なんていう話もあるわけですが、世界の人口はどんどんふえてる、一方その生産基盤というのは温暖化とかいろんな状況の中で、干ばつがあったり、大洪水があったり、あるいは工場用地として農地がどんどんつぶれたりとい状況の中で、世界の生産基盤というのは縮小しつつあるといそういう背景がありますので、人口が膨れ上がるところで食料は当然必要になる。中国なんかは、最大の輸出国であったんですが今はもう最大の輸入国に変わっておるとい背景もあるわけありますので、何としても、人間生きるためには、食べ物なくして生きられるわけはありませんので、そういう意味からも何としてもこのTPP交渉を最低5品目については、関税そういう部分、何とか撤廃といようなことにならないように働きかけをしたいというのが趣旨でございます。

長くなって恐縮ですが、農政という新聞見開きを開いていただくと、右下のところ、完全撤廃交渉に関する各国の主張といことが

載っております。

自動車については、日本はアメリカに対して関税を撤廃してほしいということですよ。それから、2つぐらい下がりますと、米とか肉類、小麦については、日本は関税を守っていきたいという保護を主張しているわけですが、一方でこのTPPの12カ国のうちアメリカやオーストラリア、カナダ、ニュージーランドは関税撤廃して開放を要求しているというようなことで、乳製品についてもその下に書いてありますし、砂糖についてもこういう状況にあるということでおわかりかなと、そんなふうにありますので。

ちょっと、雑駁な説明で恐縮であります、こんな趣旨の中で今回もぜひTPP交渉に関する意見書決議を賜りたいと。文面については、御承知の向きだと思いますので省略をさせていただきたいと思いますが、衆議院、参議院の議長さん、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経産大臣、厚生労働大臣と、こんなところに、議決をいただければ意見書をお送りさせていただくという運びになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 ありがとうございます。

以上で、陳情に対する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言をください。

また、委員に対しては質疑することができませんので御了解願います。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 陳情、どうもありがとうございます。

具体的に、愛知東農業協同組合の管内で、TPPによる影響というのはどのような、数字的に明確なものがあればお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 河合参考人。

○河合勝正参考人 数値的なものはちょっと把握しておりません。ただ、お米もこの管内ですと2,000ヘクタールぐらいの作付がありますね。その収穫量というのに価格がどの程度下がるのかというそういうのを掛け算すれば多分出ると思いますが、この管内は大きな稲作農家は相当ダメージがあるというふうには考えますが、一番私は大変なのは畜産農家じゃないかなと思っております。

今も、正直このアベノミクスによって円安になっておりますよね。こうした状況、それから世界の中で、トウモロコシをはじめ、さまざまな穀物の不作、そういうものによってエサそのものの価格が上がってる。円安の関係で、また価格が高くなってるというようなことでありまして、今肉牛農家は、現状でも採算が本当に合わない、そんな状況に今押しやられているということでもありますので、これでTPP交渉によって関税が下がれば、多分この管内の肉牛農家とか、酪農もそうですね、乳製品が自由化されると、多分酪農家もまず1軒も残らない。今で所得率は本当に薄っぺらいわけですからね。

そういう状況でありますので、ちょっときちっとした数字をつかんでおくといいと思いますが、またちょっとよく調べて、白井先生のほうにおつなぎしたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑は。

山崎委員。

○山崎祐一委員 担い手の問題ですね、今跡継ぎの問題がいろいろ出てると思うんですが、それを含めてこのTPPが、今安倍政権が進めているような方向でいった場合、10年後というのはもう、これ推定、想像の世界なんです、廃業している人というのは、廃業している農家ですね、半分以上になるように思うんですが、どのぐらい10年後を想定されます、その状況というのは。

○滝川健司委員長 河合参考人。

○河合勝正参考人 はっきりしたことはわかりませんが、今申し上げましたように稲作農家とか、畜産農家、仮にTPPが進みますと、皆無に等しくなっていくという心配がありますね。ただ、野菜類、花の類、特に鉢物ですか、そういうものはそれなりに生き残れる可能性もあるのではないかなとは思ってはいるわけですが。

どの程度ということは、現状の担い手そのものも高齢化によってリタイアする皆さんも相当出るわけですので、TPPだけのことで想定できませんけれども、自然減という部分から含めていっても相当減るといって、私どもも10年後の姿というようなものを、うちの職員が10年計画づくりながら想定はしているわけですが、まあ半分ぐらいになるんじゃないかという状況ですよ。

ですから、後継者を地域内だけに求めようとするともう限界の状況にあると、そういうことでありますので、現状は国の政策等にも関わって、市外なり、あるいは県外から担い手が、この前山崎先生にもお話をさせていただいたとおり、1年に何人かはこの地域、県外や地域外から農業に携わっていただいているという実績が残ってきておりますし、来年、再来年もその可能性がもう既にあるという状況でありますので、そういうような手だても含めながら、何としても担い手を育てていくということは必要だろうと思っております。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 それに関連してですが、米、畜産がこのまま、どういう数値になろうとしても、やっぱりTPPの方向は進まざるを得ない、完全ストップというのはあり得ないと思うんですが、そうなったときにそういう動きを想定して、管内の農家、組合員に対して、打撃を受ける職種について、転作、転業というものを指導しているのか、指導していくような考え方になっていくのか、どういうふう

な、もちろん緩和はしたとしてもやっぱり方向性としては、いろいろ日本の産業構造を考えるとある程度はやむを得ないというのが、是認せざるを得ないと思うので、その辺農協としてはどのような形で政策を打ち出しつつあるのか、どんな現状でしょうか。

○滝川健司委員長 河合参考人。

○河合勝正参考人 現状のところ、仮にTPPが進むという話になることを前提に、いろんな手だてを企てているという状況には、今ありません。

これは、国策でこういう状況をつくり上げていくわけでありますから、国の政策としてどういう形で中山間地の農村や農業を守ってもらえるのか、政策的にですよ。そういう部分は、我々の経済団体、地域の人たち、もちろん自立をするために、努力することはこれ全く惜しみませんが、でもそれでは到底やれない部分は出てくると思うんですね。

というのは、低価格になるわけでありますから、もう再生産が確保できないような状況の価格形態であれば、誰とてかすみ食って生きたり、自分の、他方からの収益を吸い込んでまでそのことを持続するなんていうことは、一時的にはできたにしても、遠い将来にわたってできるという保証はないわけですので。

その辺のところは私どもは、今例えばイチゴであるとか、夏秋トマトであるとか、比較的貿易の関係でリスクを負わない可能性のあるもの、そういうものを重点品目として今進めさせていただいておりますけれども、標的になってお米だとか、肉だとかそういう部分については、これはちょっと単協だけでいろんなことを考えようと思っても、とても解決のできる状況には、私はないんじゃないかな。これは、国策でやっぱり考えてもらう以外ないと、ちょっと逃げみたい、そんなつもりではないわけですが、実際そんなふう考えてます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑ありませんか。
いいですか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時44分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

三遠南信住民ネットワーク協議会代表世話人、田中孝治氏から提出された「新設される新城市道の駅「もっくる新城」に三遠南信地域の特産品販売コーナーと地域情報紹介コーナーの設置を要望（陳情書扱い）」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 趣旨採択の立場から意見を申し述べさせていただきます。

要望趣旨であるここにある特産品コーナーと地域情報紹介コーナーの設置を、もっくる新城内に要望しますということですが、要望趣旨としてはよく理解でき、同感、賛同するものでありますが、具体的に現在指定管理者候補となっている名鉄レストラン等との具体的な協議が必要になります、実際に設置するとなると。

よって、現段階ではこの問題を解決するというわけには、すぐよろしいですというわけにはまいりませんので、趣旨採択とさせていただきます。

ただきたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、愛知東農業協同組合代表理事組合長、河合勝正氏から提出された「新城市議会から政府に対しての「T P P交渉に関する意見書」提出についての要望（陳情書扱い）」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 それでは、陳情に対して採択の立場で討論したいと思います。

先ほどの陳情の審査の中で、国会決議されました5品目の関税が下がった場合に、J A愛知東管内では壊滅的な被害を受ける農家が出てくるということをお聞きしました。

内容的に、選挙公約にも掲げました5品目の決議を守れという点は、民主主義の点からも守るべき内容でありますし、交渉に関する国民への情報開示、これも民主主義の中では当たり前ということでもあります。

J A愛知東の農家を守る意味でも、国会が

果たすべき責任を問う意味でも、本陳情は採択すべきものと考えます。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしとします。

以上をもちまして経済建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午前11時49分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司